

三次市不用物品即売会実施要領



開催日：令和7年5月11日(日)
会場：旧三次市八次学校給食共同調理場

三次市総務部財産管理課

実施要領

1 購入者の資格

不用物品を購入できる方は、個人又は法人（公共的団体含む）です。三次市外在住の方も対象です。

【購入できない方】

次のいずれかに該当する方は、購入ができません。

- (1) 契約を締結する能力を有しない者
- (2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号。以下「暴力団対策法」という。）第２条第２号から第６号までの規定に該当する者
- (3) 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成１１年法律第１４７号。以下「団体規制法」という。）第５条に規定する観察処分の決定を受けた団体又は当該団体の役職員若しくは構成員
- (4) 売払物品を公序良俗に反する目的に使用しようとする者
- (5) 前各号のいずれかに該当する事実があった者の代理人又は委託等を受けた者
- (6) 前各号に掲げるもののほか、市長が不適当と認めた者

2 即売会

(1) 日時と会場

日時	令和７年５月１１日（日） 午前１０時から午後０時まで （最終入場は午前１１時４５分まで）
※引取予備日	令和７年５月１８日（日） 午前１０時から午後０時まで ※５月１１日に購入された方のみの予約制 ※予備日に物品を追加で購入することはできません。
場所	旧三次市八次学校給食共同調理場 （三次市畠敷町１７２７番地１）

- (2) 駐車場は三次市立八次小学校グラウンドを使用してください。
- (3) お手洗いは現地の屋外トイレをご利用ください。
- (4) 職員による物品の説明はありません。各自でご確認ください。
- (5) 即売会への来場予約や入場料は必要ありません。
- (6) 開催時間内であっても、物品が売り切れた場合にはその時点で即売会は終了します。

3 購入方法

会場にて売払物品を確認し、購入希望の物品がある場合には各物品に設定されている売却価格をご確認の上、会場内の精算所で代金をお支払いください。

代金の後納や現金以外（クレジットカードやキャッシュレス決済など）でのお支払いはできません。

4 売払物品

- (1) 物品は、現状有姿での引渡しとなります。必ず現地にて現物をご確認の上、ご購入ください。
- (2) 物品の動作確認は行っておりませんので、電気製品等についてはジャンク品扱いとします。
- (3) 物品のクリーニングは行っておりません。
- (4) 本即売会の対象物品は差押物品ではありません。
- (5) 物品の取扱説明書はありません。
- (6) 物品には、使用の経年劣化による破損箇所や傷、汚れ等があります。
- (7) 物品の部品が欠損している場合があります。
- (8) 物品の搬出作業中に破損した場合や購入後の不調や故障、隠れた瑕疵等についての返金および補償、物品の返品等は一切受け付けません。
- (9) 固定された物品の取り外しや会場からの運搬等の一切の費用及び手続きは購入者の負担となります。また、取り外しに必要な工具や運搬に必要な梱包材・台車等も購入者で用意してください。
- (10) 購入後の物品の返品や交換はできません。
- (11) 即売会当日に搬出することが難しい場合のみ、引取予備日での搬出ができます。その場合、即売会当日に係員へお申し付けください。

5 その他

- (1) 不用品は適切に使用・処分するものとし、不法投棄等違法行為は行わないでください。
- (2) 売払対象物品の公開後、公共の用に供する等の事情が生じた場合は、売払対象から除外する場合があります。
- (3) 本即売会はフリーマーケットではありませんので、一般の方の出店はできません。

お問い合わせ先

広島県三次市十日市中二丁目8番1号

三次市総務部財産管理課住宅・財産活用係

電話 0824-62-6161 FAX 0824-62-6137

✉ zaisan@city.miyoshi.hiroshima.jp